適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \		[1/2
令和 年 月 日		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合のみ公表されます) 本店又は 主たる事務所
	T .	の 所 在 地 (電話番号 082 - 962 - 2015) (フリガナ) (〒731 - 0137) 広島市安佐南区山本5丁目28-2
	請.	(電話番号 082 - 962 - 2015 (フリガナ) クスノキュウイチロウ
	者	氏名又は名称 楠裕一郎 (フリガナ)
_ 広島北 _ 税務署長殿		(法人の場合) 代表者氏名
この申請書に記載したが公表されます。 1 申請者の氏名又は名形	 欠の事	法 人 番 号
2 法人(人格のない社団なお、上記1及び2のほまた、常用漢字等を使用	日等を ほか、 目して	全除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地登録番号及び登録年月日が公表されます。 ご公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律
(平成28年法律第15号 ※ 当該申請書は、	子)) 所得	第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 导税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に 以前に提出するものです。
		期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提 知5年10月1日に登録されます。
事 業 者 区	· 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ② 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日)ま の申請書を提出する日 なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るでで 事情	
税 理 士 署	名	税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 082 - 272 - 5868
※ 整理税 番号務		部門 申請年月日 年月日 通信日付印確認 年月日 年月日
下 平 平	年	月 日 番号 確認

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 楠 裕一郎				
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	生律			
事	個人番号	_			
業	事 生年月日(個	月			
者	中 大/ 又は設立 年 月 日 のみ 宝 月 市 年月日(法人) 記載 本 全	円			
の	等 事 業 内 容				
確		月 31日			
認	ようとする事業者 令和 年 月	日			
登録要	- │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │				
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	え			
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して				
参					
考					
事					
項					